

# 平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	健康長寿課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点的方針	1. 高齢者の安心な暮らし支援				
分野別方針	(3) 介護サービスの充実		実施計画事業	1) 介護サービス推進事業 (No.4)				
予算等事業名	介護認定審査会運営事業							
目的	介護保険サービスの適正な認定・給付・賦課徴収を行う。また低所得者への軽減補助を行う。							
内容	—							
根拠法令・条例等	介護保険法、介護保険条例							
体制	<input type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

## 中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 削減は困難				
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難				
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)				
	【説明】				

## 総合評価

実績	介護認定審査会を開催し介護度を決定した(委員会は毎週金曜日開催し医師、ケアマネ、保健師等で構成されている)				
中間評価との相違点	—				
事業指標(数値指標)	要介護者認定者数				
前期(27年度)目標値				【目標値の根拠または数値で表わせない指標】	
	単位:				
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	介護保険法、介護保険条例	
	1697				

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		5,701	5,328				
財源内訳	一般財源	5,701	5,328				
	国庫支出金						
	県支出金						
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1) 公費を投入して実施することが妥当な事業か A: 妥当 B: どちらかといえば妥当 C: 妥当ではない	A
	【説明】 介護度を認定するための第三者機関なので必要なものである	
妥当性	(2) 町が主体となって実施する必要があるか A: 町が行わなければならない B: 町が行ったほうがよい C: 委託等の必要がある	A
	【説明】 保険者であるため実施する必要性はある	
有効性	成果が上がっているか A: 十分成果が上がっている B: 成果が上がっている C: 成果が上がっていない	A
	【説明】 有識者が行う審査のため適正な認定が行われている	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A: 適切である B: 改善の余地がある C: 効率的ではない	C
	【説明】 条例に基づき支払われるものである	
総合評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 事業継続の必要性がない(休止・廃止)	A
	【説明】 適正な介護度認定が行われている	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	法に基づき適正な介護度認定を行っていく	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	要介護・要支援の審査、判定のための介護認定審査会は地方自治法上の付属機関に該当し、認定審査会の委員は、市町村長が任命するなど全国一律の基準が用いられているため。		
今後の方向性	法改正などにより制度の見直しは行われるが、介護保険の制度については全国共通で実施される。今後は高齢化に伴う被保険者の増加に対応した審査会の運営方法等の検討が必要と考える。		